

## 学校法人のガバナンスに関するアンケート 集計結果 (令和3年9月22日時点)

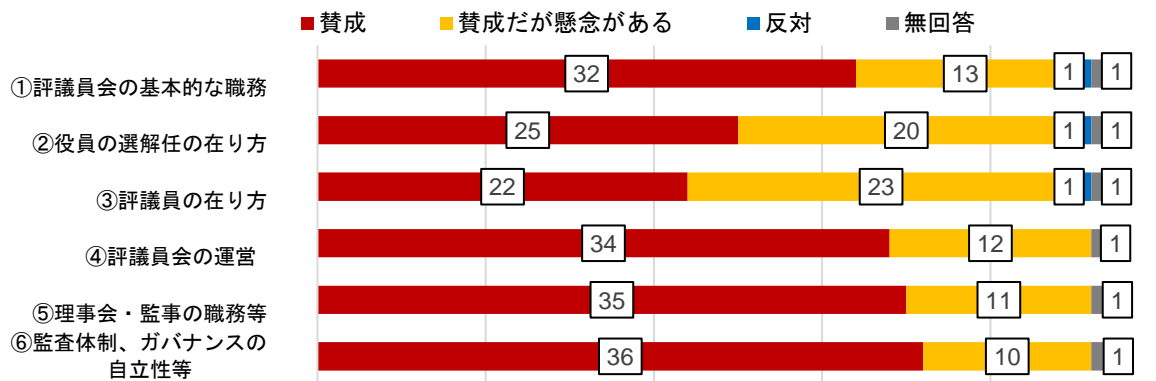
文部科学省高等教育局  
私学部私学行政課

- 今後の学校法人のガバナンス改革案の検討の参考とするため、文部科学省において、都道府県私立学校主管部局及び都道府県知事所轄法人に対するアンケートを実施。

### 都道府県私立学校主管部局に対するアンケートの結果概要

問1 3月報告書（※）で提言された今後の取組の方向性に沿って都道府県知事所轄法人も同様の取組を行うことについて、貴都道府県はどのように考えますか。3月報告書の概要の項目ごとに回答してください。

（※）「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」  
(令和3年3月19日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議)



問2 問1の①～⑥のいずれかで「賛成だが懸念がある」又は「反対」を選択された場合、その具体的な理由又はより適切と考えられる取組を補足してください。

- ・ 学校規模・地域等の違いがあるため、一律に必要な人員の数と質を確保することや、運営方法を定めることは難しい。
- ・ 既に小規模校や、地方の学校法人では人員が不足しているところ、評議員の責務を重くしたり、理事と評議員との兼務を禁止すること等により、適切な人材の確保に苦慮することが懸念される。
- ・ 都道府県知事所轄法人も同様の取組を行うこととなる場合は、学校法人の事務負担が増え、体制整備に相当の時間を要すると思われるところ、段階的な実施や、十分な準備期間が必要ではないか。

等

問3 3月報告書で提言された取組に資すると思われる貴都道府県独自の取組があれば、その具体的な内容を回答してください（認可基準・審査内規、寄附行為作成例、私学助成の要件など）。また、その詳細が分かる参考資料も恵与願います。

- ・ 私学助成の経常費補助金の要件について、不祥事等の要件による経常費補助金の一部不交付及び減額基準を規定している。また、経常費の算定にあたり定員超過など補正項目として減額措置を定めている。
- ・ 経常費補助の要件として、情報公開を義務づけている。

問4 私立学校振興助成法第14条第2項の届出財務書類の開示請求があった場合、文部科学省では、令和元年私立学校法改正（大臣所轄法人は一般閲覧及びインターネットによる情報公開を義務付け）や近時の裁判例（仙台高等裁判所令和2年3月26日判決・最高裁判所令和2年8月27日）などの状況も踏まえ、原則として、中科目以下の科目や注記など全ての記載情報を開示することとしています。貴都道府県ではどのように取り扱っていますか。

情報開示状況	回答数
①全ての記載情報を開示	9
②小科目まで開示	12
③中科目まで開示	15
④大科目のみ開示	7
⑤上記以外	4

（補足）

- ・ 都道府県からの回答は自由記述にて収集していたところであるが、集計の都合上、事務局にて以下の通り分類を行った。

- ① 全ての記載情報を開示：全ての書類について、全ての記載情報を開示している
- ② 小科目・注記まで開示：少なくとも一つの書類について、小科目・注記まで開示している（補助金収入のみ小科目まで開示している場合も含む）
- ③ 中科目まで開示：少なくとも一つの書類について、中科目まで開示している
- ④ 大科目のみ開示：全ての書類において、中科目以下は非開示としている
- ⑤ 上記以外：各自治体の情報公開条例に基づいて対応を行っている 等  
（回答から開示範囲が判別できなかったものも含む）

問5 令和元年私立学校法改正における財務書類等の一般閲覧及びインターネットによる情報公開の義務付けは、大臣所轄法人に限られていますが、都道府県知事所轄法人も同様の取組を行うことについて、貴都道府県はどのように考えますか。

情報公開の義務付けについて	回答数
賛成	26
賛成だが懸念がある	18
反対	3

問6 問5で「賛成だが懸念がある」又は「反対」を選択された場合、その具体的な理由又はより適切と考えられる取組を補足してください。

- ・ 学校法人の規模に関わらず、一律にインターネットでの公表を義務付けることは、インターネット環境が整っていない小規模の学校法人にとって過度の業務負担となるため配慮が必要。
- ・ 情報公開条例との関係で現在小科目を公開していない都道府県においては、財務書類等の全ての公開が義務付けられた場合、学校法人から反対意見等が寄せられる可能性がある。
- ・ 学校法人の財政状態等を公表することにより、経営状況が明らかとなった場合、小規模の法人は正当な利益を害する恐れがあると考えられる。

等

問7 学校法人のガバナンス改革について、貴都道府県における実態や指導事案、子ども・子育て支援新制度、高等教育修学支援新制度、広域通信制高等学校等の関連制度の動向なども踏まえ、提案があれば記載してください。

- ・ 学校に関係が深い会社に所属する者が評議員に選任されているなど、実質的に外部の人材が存在していない評議員会が見受けられる。特殊関係者の評議員の就任については、法改正等で制限すべき。
- ・ 理事長及び役員的大幅な変更により、実質的な設置者の変更が行われた結果、理事会や評議員会が行われなくなる等の機能不全に陥った事例があったことを踏まえると、役員や評議員の選任の要件を厳しくすることで、学校法人の安定的な運営に寄与するのではないか。
- ・ ガバナンス改善に向けたインセンティブを国として付けてほしい。
- ・ 「会計監査の義務付け」に関して、監査担当と所管行政庁が連携する規定も併せて整備されることにより、不適正な経営をする法人への指導に資するのではないか。

- ・ 学校法人立以外の私立学校においても適正な経営を図るべく、指導権限および計算書類の作成義務等は学校法人与同等のものを適用するなど、法令または関係規定の整備を行うべきではないか。
- ・ 準学校法人について、会計の取り扱い等曖昧な部分があるため、明確化してほしい。
- ・ 広域通信制高校は、実態として全国にまたがる学校であることから、単独の都道府県で指導監督を行うことは体制的にも難しい。全日制を併設していない学校法人については、文科省所轄にした方がよい。

等

## 都道府県知事所轄学校法人に対するアンケートの結果概要

※9月13日（1次締切）までに回答があったものを取りまとめた速報値である。

有効回答数：2,087

### ○理事会・理事について

問2-1 貴法人の現在の理事の人数を教えてください。

- ・ 理事総数の平均は、6.8人。
- ・ 選任要件ごとの理事の平均人数は、1号理事（校長）が1.1人、2号理事（評議員）が2.9人、3号理事（寄附行為の規定）が2.8人となっている。
- ・ 外部理事の平均人数は、2.8人。
- ・ 理事のうち、業務執行者である者の平均人数は、1.8人。

問2-2 貴法人の理事のうち、2号理事の選任方法に関する寄附行為の定めについて、下記項目の中から、最も近いものを1つ選択してください。

選択肢	回答数	回答割合
①理事会で選任 （評議員会の同意・承認・推薦なし）	191	9.2%
②理事会で選任 （評議員会の同意・承認・推薦あり）	557	26.7%
③評議員会で選任	1,306	62.6%
④別途の委員会で選任	4	0.2%
⑤その他	13	0.6%
無回答	16	0.8%

問2-3 貴法人の理事のうち、3号理事の選任方法に関する寄附行為の定めについて、下記項目の中から、最も近いものを1つ選択してください。

選択肢	回答数	回答割合
①理事会で選任 (評議員会の同意・承認・推薦なし)	1,138	54.5%
②理事会で選任 (評議員会の同意・承認・推薦あり)	796	38.1%
③評議員会で選任	71	3.4%
④別途の委員会で選任	7	0.3%
⑤その他	44	2.1%
無回答	31	1.5%

問2-4 貴法人の理事の解任事由・解任手続きに関する寄附行為の定めについて、下記項目の中から1つを選択してください。

選択肢	回答数	回答割合
①解任事由あり・解任手続あり	1,730	82.9%
②解任事由あり・解任手続なし	296	14.2%
③解任事由なし・解任手続あり	24	1.1%
④解任事由なし・解任手続なし	28	1.3%
無回答	9	0.4%

問2-5 貴法人の理事長の解職手続に関する寄附行為の定めについて、下記項目の中から1つ選択してください。

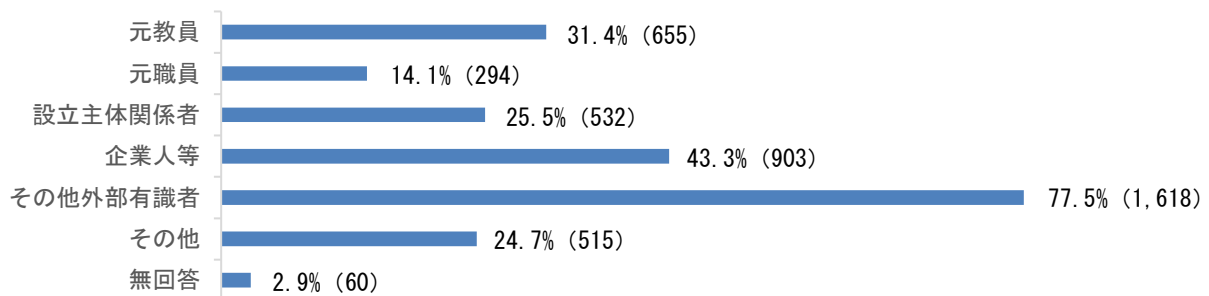
選択肢	回答数	回答割合
あり	1,282	61.4%
なし	790	37.9%
無回答	15	0.7%

## ○評議員会・評議員について

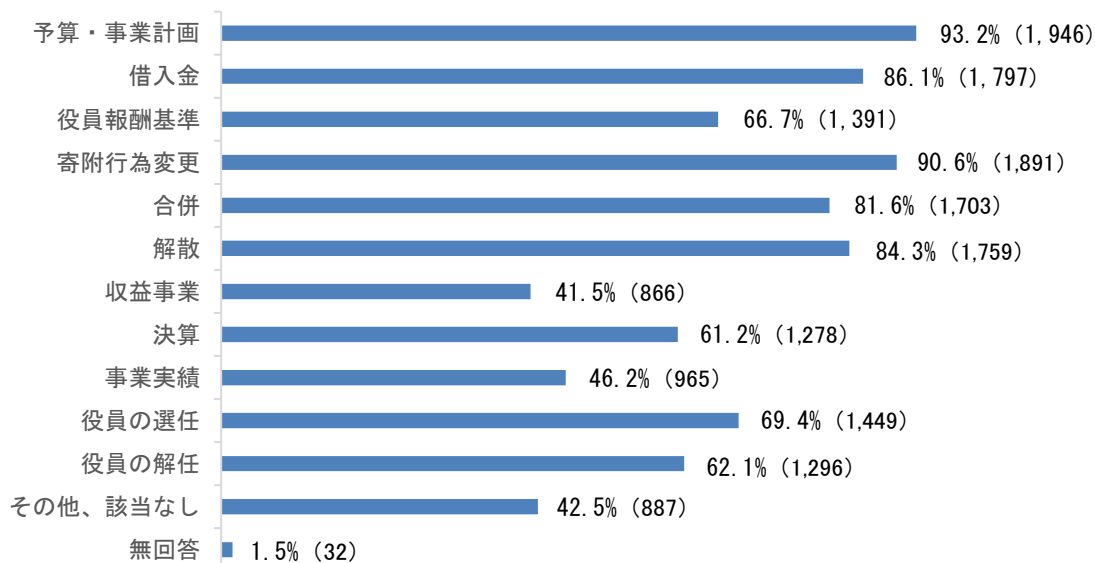
問3-1 貴法人の現在の評議員の人数を教えてください。

- ・ 評議員総数の平均は、14.8人。
- ・ 評議員の平均人数は、1号評議員のうち、役員が2.6人、役員以外の職員が1.4人、役員以外の教員が2.0人となっており、2号評議員（卒業生）が3.2人、3号評議員（寄附行為の規定）が6.7人となっている。

問3-2 貴法人の評議員のうち、3号評議員の直近の経歴として当てはまるものについて全て選択してください。【複数選択】



問3-3 貴法人の寄附行為において評議員会の議決（同意、承認等）を要するものと位置付けている事項について、下記項目の中から、該当する項目を全て選択してください。【複数選択】



## ○監事について

問４－１ 貴法人の現在の監事の人数を教えてください。

- ・ 監事総数の平均は、2.0人。
- ・ 常勤の監事の平均人数は0.2人、非常勤の監事の平均人数は2.0人となっている。

問４－２ 貴法人では、監事監査とは別に、内部監査を行うための部門を設置していますか。

選択肢	回答数	回答割合
あり	249	11.9%
なし	1,825	87.4%
無回答	13	0.6%

問４－３ 貴法人の内部監査部門では、監査業務支援を行っていますか。

※問４－２で「はい」と選択した場合のみ、回答ください。

選択肢	回答数	回答割合
あり	202	81.1%
なし	46	18.5%
無回答	1	0.4%

※問４－２で「はい」と選択した249件を集計。

問４－４ 貴法人では、監事監査の補助をする職員を配置していますか。

選択肢	回答数	回答割合
あり	664	31.8%
なし	1,390	66.6%
無回答	33	1.6%



問 4－5 貴法人における独立監査人（公認会計士又は監査法人）による会計監査の状況について、当てはまるものを選択してください。

選択肢	回答数	回答割合
①私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査を受けている	1,554	74.5%
②任意で独立監査人の監査を受けている	269	12.9%
③独立監査人の監査を受けていない	245	11.7%
無回答	19	0.9%

問 4－6 貴法人では、監事が財務監査を行う際に、独立監査人と連携をとっていますか。

※問 4－5 で「①私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査を受けている」「②任意で独立監査人の監査を受けている」を選択した場合のみ、回答ください。

選択肢	回答数	回答割合
はい	1,053	57.8%
いいえ	719	39.4%
無回答	51	2.8%

※問 4－5 で「①私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査を受けている」「②任意で独立監査人の監査を受けている」を選択した 1,823 件を集計。

## ○決算・情報公表について

問5-1 貴法人の貸借対照表（令和2年度）における「負債の部合計」の額を回答ください。

- ・ 全体の平均額は、690,134,126円。

問5-2 貴法人の貸借対照表（令和2年度）における「純資産の部合計」の額を回答ください。

- ・ 全体の平均額は、2,077,426,925円。

問5-3 貴法人の事業活動収支計算書（令和2年度）における教育活動収支の「教育活動収支差額」の額を回答ください。

- ・ 全体の平均額は、18,992,462円。

問5-4 貴法人の事業活動収支計算書（令和2年度）における教育活動外収支の「教育活動外収支差額」の額を回答ください。

- ・ 全体の平均額は、4,329,829円。

問5-5 貴法人において、財産目録、貸借対照表等の情報公表として、備付け及び利害関係人の閲覧に加えて行っている取組があれば、下記の項目から選択してください。

選択肢	回答数	回答割合
①ホームページで公表している	458	21.9%
②学内広報に掲載している	57	2.7%
③その他の方法により一般公表している	292	14.0%
④特段行っていない	1,234	59.1%
無回答	46	2.2%